

東京大学大学院経済学研究科 特任講師（特定有期雇用教職員）の募集について
 本研究科では、データ観測をレジリエントな社会に役立てることを目指して2023年4月に設置された本学の
 全学組織である「デジタルオブザーバトリ研究推進機構」のデジタルオブザーバトリ利活用に関する研究グ
 ループの経済学チームのプロジェクトである「国際産業連環構造のレジリエンス」研究の関連業務に従事す
 る特任講師（特定有期雇用教職員）を、下記の要領で募集いたします。

1	専攻分野 職名及び人数	経済学に関連する分野 特任講師（特定有期雇用教職員） 1名
2	契約期間	2024年4月以降のできるだけ早い時期～2027年3月31日
3	更新の有無	更新する場合は有り得る。ただし、更新は1回限りとし、更新後の任期は2029年3月31日までとする 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4	試用期間	採用日から14日間 給与・待遇に変わりはありません。
5	就業場所	東京大学大学院経済学研究科(東京都文京区本郷7-3-1)
6	所属	東京大学経済学研究科古澤研究室 ※業務の都合により変更することがある。
7	業務内容	本学が行う「デジタルオブザーバトリ研究推進機構：国際産業連環構造のレジリエンス」（経済学チーム代表：古澤泰治）における、国際貿易構造の定量的分析とその関連業務。具体的には、国際産業連環表等のデータを用い、国際貿易構造のレジリエンスや環境への影響を推計する。また、国際経済学の講義1コース（105分授業×13回）を担当する。これらの業務と自身の研究業務の比率は50:50とする（但し、プロジェクトの都合により、時期によって多少の前後あり）。 参考）デジタルオブザーバトリ研究推進機構 HP https://inst-do.adm.u-tokyo.ac.jp/
8	就業日・就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10	休暇	年次有給休暇、特別休暇等
11	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額60万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合、原則55,000円/月まで）
12	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13	応募資格	経済学ないし関連分野の博士号を取得した者、または1年のうちに博士号の取得が見込める者。RやMatlabのプログラミング経験がある者。
14	提出書類	以下の書類を1部作成 [注]書類は日本語あるいは英語で書かれたものに限る。 （1）任意の履歴書または東京大学所定の様式による履歴書1通。 東京大学所定の様式による履歴書を使用する場合は、履歴書の様式は https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html の「東京大学統一履歴書フォーマット」からダウンロードすること。 （2）研究経歴書（書式自由・英語可） 推薦者（問い合わせ可能な関連研究者）3名の氏名と連絡先を記載すること。 （3）代表的な研究論文1本（その旨明示して送付すること）。その他参考資料として、最大4本までの論文提出が可能。 （4）推薦書3通
15	応募方法	メールタイトルを「デジタルオブザーバトリ特任講師応募書類送付」と明記の上、応募書類をメール添付により下記まで送付すること 東京大学大学院経済学研究科 古澤研究室 furusawa<at>e.u-tokyo.ac.jp <at>を@に変換 ※任意のパスワードを設定し送付することを推奨します。 ※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

16	応募締切	2023年12月15日（金）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
17	問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院経済学研究科 古澤研究室 e-mail : furusawa<at>e.u-tokyo.ac.jp <at>を@に変換
18	募集者名称	国立大学法人東京大学
19	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。